

令和6年度福島県精神保健福祉センターレンタカー貸借業務契約仕様書

- 1 件 名 令和6年度福島県精神保健福祉センターレンタカー貸借業務契約
- 2 貸借期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日
- 3 車種及び台数 自家用車（ステーションワゴン） 1台
- 4 駆動及び排気量 オートマチック 4WD 1,500～1,800ccクラス
- 5 借り上げに関する条件
 - (1) 賃借料は、利用月の翌月に、1ヶ月分をまとめて請求すること。
 - (2) 借り上げ車両は、原則としてETC車載器、カーナビ、スタッドレスタイヤ、夏用ワイパー、冬用ワイパー付きとする。
 - (3) 借り上げ車両は、原則として福島県精神保健福祉センターに納車するものとする。
 - (4) 上記条件以外については、協議の上決定する。
- 6 保険補償額
借り上げ車両には、自動車損害賠償責任保険のほか、次の保険補償内容を最低限具備していること。
 - (1) 対人補償 無制限（自賠責を含む）
 - (2) 対物補償 2,000万円（免責額0円）
 - (3) 車両補償 時価額（免責額0円）
 - (4) 搭乗者補償 1名につき3,000万円
- 7 ノンオペレーションチャージ
ノンオペレーションチャージは請求をしないものとする。
- 8 法定点検
 - (1) 点検の際の費用はレンタカー会社の負担とすること。
 - (2) 車両整備の際は、レンタカー会社の負担により代車を用意すること。